

# Message

日本労働衛生研究協議会 副会長 吉田 精司

昨年本会の副会長を拝命してほぼ1年が経過しようとしている。

私は現在、地元の奈良県歯科医師会で理事として成人歯科保健部を担当して2期目に入る。成人歯科保健部の分掌は高齢者と母子学校保健を除く地域歯科保健と、産業歯科保健である。

地域歯科保健の事業としてはがんを中心とした医科歯科医療連携や歯科検診標準化事業、そして「なら歯と口腔の健康づくりフェスティバル」の開催などがあり、産業歯科保健事業としては「事業所等歯科口腔保健出前説明会」、産業歯科研修会の開催などを行っている。

昨年、初めての試みとして（公社）奈良県労働基準協会との共催で、会員歯科医師および診療所従業員を対象とした、「特定化学物質および4アルキル鉛作業取扱主任者講習」を開催し50名を超える受講者を迎え全員修了試験に合格という成果を得た。本年も6月にふたたび開催し15名に受講していただいた。

木曜日と日曜日に朝9時から夕方5時までというスケジュールで、都合が合わず受講しなくても受講できない会員のために、希望がある限り継続していきたいと考えている。

奈良県単独で受講者を募っても少数のため開催できないことも危惧されるので、来年度からは、近県の歯科医師会員へも案内して受講者を募ろうかと考えている。

本会会員の先生方も技能講習の講師を依頼される先生が増えているように聞いている。

もしスケジュールが合えば、奈良県で開催する特化物の技能講習を受講していただく事も、その準備の一環として考えていただければと思う。思えば私も平成26年より技能講習の講師を依頼され、どうすればよいか思案に暮れていた時に、千葉の伊澤先生に無理にお願いして有機と特化物の講習を見学させていただいたことで、何とか講師として現在まで勤めることができています。

本会の会員の先生方には、メーリングリスト等で来年以降開催が決定すればアナウンスをするので、ぜひ受講していただくようお願いして、巻頭の挨拶とする。

## 第 41 回日本労働衛生研究協議会総会・学術大会のお知らせ

第 41 回日本労働衛生研究協議会の総会および学術大会を下記の予定で開催いたします。  
ご参加のほどよろしくお願いたします。

大 会 長 橘高又八郎

実行委員長 阪本 貴司

■日 時：平成 29 年 7 月 22 日（土）、23 日（日）

■会 場：太閤園

大阪府大阪市都島区網島 9 - 10

TEL 06 - 6356 - 1110

■会 費：参加費：講演会のみ 6000 円 懇親会参加者 13000 円

■振替口座：ゆうちょ銀行 ○○九店 当座 0210200

第 41 回日本労働衛生研究協議会学術大会

■日 程：1 日目（平成 29 年 7 月 22 日 土曜日）

11 時～ 理事会

12 時～ 受付開始

12 時 30 分～ 13 時 30 分 総会

14 時 00 分～ 15 時 30 分

講演 I 座長 木下 隆二先生

演題 大阪における労働衛生コンサルタント活動の実際  
ー歯科医師としての労働衛生コンサルタント活動を経験  
してー

演者 日本労働安全衛生コンサルタント会 副会長  
大阪歯科労働衛生コンサルタント協議会 前会長  
大野 浩先生

16時00分～17時30分

講演Ⅱ 座長 橘高又八郎先生

演題 労働衛生の現状と課題（仮題）

演者 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長  
武田 康久先生

17時30分～19時30分

懇親会 司会 事務局 松本智恵美

## 2日目（平成29年7月23日 日曜日）

9時00分～9時50分

講演Ⅲ 座長 細木 秀彦先生 徳島大学歯学部歯科放射線学講座

演題 職域の予防歯科ストラテジー

ー今、働く人々はなにを求めているのかー

演者 日本アイ・ビー・エム健康保健組合 予防歯科  
日本産業衛生学会歯科保健部会長  
加藤 元先生

会員発表

座長 津田 康博先生

10時00分～10時20分

演題 介護従事者への口腔ケア指導における労働衛生学的視点の導入

演者 はかまだ歯科 上内田診療所（静岡県掛川市）  
袴田労働衛生コンサルタント事務所  
袴田 和彦先生

10時30分～10時50分

演題 産業歯科現場を見てみよう！

演者 医療法人 森田歯科医院（埼玉県川越市）  
労働衛生コンサルタント事務所モリサ  
森田 芳和先生

11時00分～11時20分

演題 厚労省委託事業を経験して

演者 まちだ歯科クリニック（長崎県長崎市）

町田 澄利先生

11時30分～11時50分

演題 労働衛生コンサルタントとしての10年

ーメンタルヘルスへの関わりー

演者 公益財団法人 ライオン歯科衛生研究所（大阪府大阪市）

安田労働衛生コンサルタント事務所

安田恵理子先生

■参加申込み：

同封の申込み用紙に記載し、下記事務局へFAXください。

会費の振り込みをもって最終申込みとさせていただきます。

申込期限 2017年6月末日

※ 宿泊施設の予約は各自でお願いします。

大阪市内のホテル費用も高騰し、予約が難しい状況が続いています。

ご宿泊される方は、お早めにご準備ください。

■連絡先（大会事務局）： 〒577-0001 大阪府東大阪市徳庵本町1-12

阪本歯科矯正歯科 松本智恵美

TEL 06-6744-1305 FAX 06-6744-7735

E-mail takashi5@skyblue.ocn.ne.jp

第41回 日本労働衛生研究協議会総会・学術大会の

ホームページアドレス <http://healthjp.org/>



■交通アクセス：太閤園へのアクセス

太閤園は JR 東西線大阪城北詰駅（3号出入口）より、徒歩1分のロケーションにあります。駐車場 80 台（無料）



電車で

- ・ JR 東西線大阪城北詰駅（3号出入口）より 徒歩1分
- ・ 京阪京橋駅（片町口）より 徒歩7分
- ・ 地下鉄長堀鶴見緑地線京橋駅（2番出口）より 徒歩5分
- ・ 大阪ビジネスパークより 徒歩7分
- ・ 大阪アメニティパークより 徒歩12分

## <お知らせ>

★通常の申し込みは6月末にて終了しています。

通常の参加申し込みをされていない方で当日参加を希望される場合は、当日の会場受付にて参加の旨をお伝えください。

なお、準備の都合上、懇親会には参加いただけません。

あらかじめご理解、ご了承ください。

## 大阪における労働衛生コンサルタントの活動の実際 — 歯科医師としての労働衛生コンサルタント活動を経験して —

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会副会長

大阪歯科労働衛生コンサルタント協議会前会長 **大野 浩**

### 抄録：

大阪における労働衛生コンサルタントの活動の実際

— 歯科医師としての労働衛生コンサルタント活動を経験して —

### 目的：

労働衛生コンサルタントに占める歯科医師の数は年々増加している。これは日本労働衛生研究協議会（以下本会）等の地道な努力の賜物であるといえる。しかし歯科医師である労働衛生コンサルタントはどのように活動し働くひとびとへの貢献をしているのか実態がよく見えてこない。昨年、大阪歯科労働衛生コンサルタント協議会の多くの会員が本会に入会し、ともに活動をすることになった。これを機に今までに我々の行ってきた活動を紹介し、本会、また広く労働衛生コンサルタント界のためにどのような活動をすれば良いのかを共に考える。

### 対象：

昭和 62 年に設立した大阪歯科労働衛生コンサルタント協議会の活動経過を振り返り、その数々のイベントのなかでも我々の行動の転機となった労働災害防止特別安全衛生診断事業、U project、RA研修、郵政事業、産業医実地研修などへの取り組みから歯科医師であるコンサルタントのあり方を考えた。

### 結果：

労働衛生コンサルタントは他人の求めに応じ働く人々の健康の確保、増進のための的確な指導をし、その実現のために改善方法を提起しかつ改善後の再点検を行い、遺漏があればより良い改善の方法をともに考え、PDCAサイクルを日常の事業活動に取り入れられる企業造りを目指すものである。しかし社会がこれほど多業種、多職種を生み、様々に事業展開をする中で、一人のコンサルタントが安全であっても衛生であっても企業の要

求を満たしてゆくのは大変困難なことであり、コンサルタント間の共同作業が要求されることが必然である。大阪歯科労働衛生コンサルタント協議会は設立から自己研鑽、コンサルタント能力の向上のため、大阪の医師の労働衛生コンサルタントの方々、安全コンサルタントの方々の教を請い、その後一緒に大阪支部の立ち上げに参画した。国立大学の独立法人化で起こったU projectは大阪が日本における端緒になり全国に展開した。これが安全と衛生のはじめての共同のコンサルタント活動となり、両者の理解を深めた。その後良い関係を保ちつつ支部活動を行っていたが、続いて東京からの郵政事業に大阪支部も参加し、歯科のメンバーもこれに関わり、より一層の充実した仕事となった。この安全と衛生の共同、協力関係が一昨年から大阪府医師会産業医部会との産業医実地研修にも反映された。今日大阪歯科労働衛生コンサルタント協議会は役員会をひらけば常に20数人の出席があり、支部においても大きな勢力となった。これからの問題点はいかにしてコンサルタント活動を広げ展開するかということである。

#### **目指す方向：**

産業歯科特殊検診だけでは物足りない。数年前に本会が努力して勝ち取って頂いた6つの作業主任者講習の講師としての事業、リスクアセスメントの普及、経産省、東京商工会議所の提唱する健康経営への参画、タバコに関する事などが考えられる。我々は労働衛生コンサルタント活動を促進し、常に社会に働きかける集団でありたい。



## 最近の労働衛生行政の動向について

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長 武田 康久

### 略歴：

- 平成 8 年 新潟大学大学院医学研究科博士課程修了
- 平成 12 年 山梨医科大学医学部助教授
- 平成 14 年 ハーバード大学客員研究員（文科省在外研究員）
- 平成 16 年 山梨大学医学部准教授
- 平成 18 年 厚生労働省入省
- 平成 27 年 労働基準局安全衛生部労働衛生課長（現職）

## 職域の予防歯科ストラテジー ー今、働く人々はなにを求めているかー

日本アイ・ビー・エム健康保険組合

予防歯科 歯科医師 歯学博士 加藤 元

### 抄録：

う蝕や歯周病等の歯科疾患に対する健康診断は、一般定期健康診断や特定健康診断の項目には含まれず、企業が自主的に対策を講じているのが現状で、その活動は一部に限られている。法的な基盤が希薄であることと、疾病管理中心の歯科健診のマイナスイメージが強いこと、産業保健の視点から口腔保健を捉えづらいことが、その活動が広がらない理由としてあげられている。

しかし、歯科疾患は有病率が高く、医療費に占める歯科医療費の割合が高率であり、医療費の適正化をめざす健康保険組合にとって、その対策は喫緊の課題である。また、治療のために会社を欠勤することで生じる労働損失に加え、歯、歯肉の痛み、咀嚼障害により集中力が欠け、労働生産性が低下するプレゼンティーズムも企業にとって課題であり、職域で予防歯科活動を展開させる意義は健康経営という視点からも大きい。

歯周病対策にはプラークコントロール以外にもストレスや喫煙、糖尿病などのリスクファクターへの取り組みが必要であり、これはコモンリスクファクターとして他の生活習慣病を改善させるきっかけともなりうる。歯周病は、他の生活習慣病に比べ改善効果が自覚しやすく、小さな成功体験が得られる利点もある。また、近年、歯周病と糖尿病、動脈硬化性疾患、咀嚼と全身の健康との関連が明らかとなっており、歯科疾患の改善が全身の健康に寄与する可能性も示唆されている。

そこで、行動変容を目的とした歯科予防プログラムや家族も巻き込んだ啓発活動を紹介し、その活動を通じて見えてきた企業からの期待や、全身の健康づくりの一環としての今後の展開について論じたい。

### 略歴：

1986年 東京医科歯科大学歯学部卒業

1986年 東京医科歯科大学第一補綴学教室入局 専攻生、医員

1990年 日本アイ・ビー・エム(株)藤沢事業所健康開発支援センター歯科室 勤務  
1991年 東京医科歯科大学医用器材研究所有機材料部門 専攻生  
1997年 東京医科歯科大学 歯学博士号 修得  
2000年 労働衛生コンサルタント 取得  
2003年 日本アイ・ビー・エム健康保険組合 予防歯科 勤務  
2008年 東京医科歯科大学大学院健康推進歯学 非常勤講師  
2009年 日本産業衛生学会 産業歯科保健部会 部会長  
現在に至る

## 介護従事者への口腔ケア指導における労働衛生学的視点の導入

はかまだ歯科上内田診療所

袴田労働衛生コンサルタント事務所 院長 袴田 和彦

5年ほど前、地元の異業種会の宴席で認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）の事業主から、入所者のために口腔ケアを行ってほしいという依頼を受けた。契約前に事業主の希望を承り、また労働衛生的視点を説明した。よって入所者の口腔管理の助言と同時に介助者（従業員）に対して労働安全衛生を配慮した口腔ケア技術の習得を助言することをコンサルタントの柱とすることになった。

今回発表の機会を得、契約までのいきさつから契約書の内容、報酬、コンサルティングの内容、事後報告書の内容、口腔ケア作業の安全衛生診断、安全衛生対策について紹介し、またグループホーム事業の収益体制、業務行程を見渡して、その一業務である口腔ケアがどのような位置づけであるか再認識することで今後の課題を考察してみたい。

### 略歴：

- 平成 8 年 医療法人社団桔梗会堤歯科勤務（東京都港区）
- 平成 15 年 はかまだ歯科上内田診療所開設（静岡県掛川市）
- 平成 23 年 袴田労働衛生コンサルタント事務所開設（同上）

## 「産業歯科現場を見てみよう！」

医) 森田歯科医院

労働衛生コンサルタント事務所 モリサ 森田 芳和

産業歯科に興味を持つ歯科医師としては、現場を見ることは欠かすことのできないことであり、ましてや労働衛生コンサルタントの受験においては突破する為に不可欠の事項となっています。

すでにコンサルタント資格をお持ちの多くの先生方も、産業歯科現場をご覧になったご経験を多数お持ちの事と思われませんが、日常の診療・会務等に追われ、多忙な時間をお過ごしになっておられるとか、逆にコンサルタント資格をお持ちになっておられるがゆえの責任感から現場から足が遠のいておられる先生方も多いのではと思われます。このような状況は産業界にとっても歯科界にとっても人的資源の効率的な活用の面で問題があると言わざるをえません。

そこで筆者の産業歯科現場での留意点、担当しております現場の見方や状況および口腔内所見をご供覧させて頂く事により、「この程度の事ならすぐにでも対応できる。たいしたことはやってないじゃないか！」と大多数の先生方が感じ取られるであろう筆者の稚拙な発表ではございますが、先生方のご指摘や感想等のディスカッションを媒体に、遠ざけられておられる足を再び現場に向けるための一助となり、さらには産業歯科にご興味を持たれ、労働衛生コンサルタント目指される先生方の現場視察やさらなる動機づけのお役に立てれば幸いですし、結果として歯科界に業務拡大がもたらされればと思っております。

### 著者への連絡：

埼玉県川越市菅原町 23 - 8 TEL 049-225-0929

医療法人森田歯科医院理事長 森田芳和

E-mail:hanimaru-ohc@jcom.zaq.ne.jp

略歴：

昭和 50 年 3 月 東京歯科大学卒業  
昭和 54 年 3 月 東京歯科大学大学院修了（解剖学）  
昭和 55 年 5 月 森田歯科医院開業  
昭和 56 年 4 月 昭和大学兼任講師（第一口腔解剖学）（平成 14 年 3 月まで）  
昭和 61 年 4 月 埼玉県歯科医師会学校歯科部常任委員（平成 1 年 3 月まで）  
（平成 4 年 4 月～平成 7 年 3 月）  
昭和 62 年 3 月 労働衛生コンサルタント取得  
昭和 62 年 5 月 労働衛生コンサルタント事務所モリサ開設  
平成 1 年 2 月 医療法人森田歯科医院開設  
平成 7 年 4 月 日本学校歯科医会普及指導委員会委員（平成 9 年 3 月まで）  
平成 9 年 4 月 日本歯科医師会産業保健委員会委員（平成 18 年 3 月まで）  
平成 10 年 4 月 埼玉県歯科医師会地域保健部常任部員  
平成 13 年 4 月 埼玉県歯科医師会地域保健部副部長（平成 19 年 3 月まで）  
平成 14 年 5 月 日本産業衛生学会歯科部会幹事（平成 23 年 4 月まで）  
平成 27 年 4 月 群馬県上野村立へき地歯科診療所（平成 28 年 9 月まで）  
現在にいたる

昭和 23 年 埼玉県に生まれる。昭和 50 年東京歯科大学を卒業後 昭和 54 年東京歯科大学大学院（解剖学）修了する。昭和 55 年川越市にて森田歯科医院を開業。そのかたわら昭和 56 年より昭和大学兼任講師（第一口腔解剖学）となり、歯学部学生・歯科衛生士学校生徒の教育に従事。

埼玉県歯科医師会学校歯科部常任部員・埼玉県歯科医師会地域保健部常任部員・日本歯科医師会産業保健委員を歴任し現在に至る

昭和 62 年に、労働衛生コンサルタントを取得し、産業現場での保健衛生指導も行っている。

平成 9 年より日本歯科医師会産業保健委員会委員を拝命（平成 18 年 3 月まで）。

趣味 スキー・山歩き・筆記具（主に万年筆収集）

敬愛する人物 周防国鑄銭司村村医者 村田蔵六先生

## 厚労省委託事業を経験して

労働衛生コンサルタント 町田 澄利

私が労働衛生コンサルタントとなったきっかけは、訪問歯科診療を実施していく中での考え方の変化でした。

訪問歯科診療の中で、旧義歯あるいは新製義歯を装着しても使いこなせない利用者が多いことに気づいたのです。そこで口腔周囲筋の機能低下を改善しようと、口の周りの機能回復訓練のみをし始めていましたが、徐々に姿勢を整えるリハビリテーション領域の支援も含めた摂食・嚥下リハビリテーションを実施するようになってきました。しかし、機能障害を回復するには時間と労力がかかるため、障害が固定する前の急性期からの積極的なリハビリテーションや元気で居続けられるよう介護予防の支援を実施するようになってきたのです。さらに、寝たきりにならないで健康を維持し、健康寿命の延伸を目指すには労働者として働いている時からの健康管理が重要だということに考えが至ったのです。

労働者を対象とした活動ができる資格として労働衛生コンサルタントがあることを知り、早速資格を取得しました。その後、ご指導を頂いた産業保健推進センターでは、メンタルヘルス対策支援センターの促進員として活動させて頂きました。労働安全基準協会にも有機溶剤作業主任者技能講習、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習などの講師を努め、協力させて頂いています。

また、日本労働安全衛生コンサルタント会に入会し、長崎支部の先輩に導かれながら、厚生労働省からの委託事業である職場における受動喫煙防止対策に係る相談支援業務、中小零細規模事業場集団リスクアセスメント研修事業、第三次産業労働災害防止対策支援事業（社会福祉施設・小売業・飲食店）、陸災防からの協力依頼による荷役作業現場安全診断事業を実施しています。

このような活動の中で様々な事業所との接触もあるのですが、事業所からの自主的なリスクアセスメントやメンタルヘルス対策等についての依頼はコンサルタント会を通じても全くないのが現状です。どのような働きかけをしたら依頼に結びつくようになるのか、皆様からのアドバイスを頂ければと思っていますのでよろしくお願い致します。

**略歴：**

- 昭和 58 年 6 月 長崎大学歯学部医局員（口腔外科学講座）
- 昭和 59 年 4 月 長崎大学歯学部医局員（第 1 口腔外科学講座）
- 昭和 62 年 4 月 長崎大学歯学部助手（第 1 口腔外科学講座）
- 平成 1 年 2 月 まちだ歯科クリニック開業
- 平成 1 年 4 月 訪問歯科診療（往診）開始
- 平成 4 年 4 月 摂食・嚥下リハビリテーション開始
- 平成 7 年 4 月 急性期からの摂食・嚥下リハビリテーション開始
- 平成 10 年 4 月 元気高齢者に対する予防的支援（介護予防）開始
- 平成 11 年 10 月 長崎市介護認定審査会委員
- 平成 20 年 3 月 労働衛生コンサルタント資格取得
- 平成 21 年 4 月 （独）労働者健康福祉機構 長崎産業保健推進センター内  
メンタルヘルス対策支援センター 促進員



## 労働衛生コンサルタントとしての10年 —メンタルヘルスへの関わり—

安田労働衛生コンサルタント事務所  
大阪歯科労働衛生コンサルタント協会理事  
公益財団法人 ライオン歯科衛生研究所  
大阪歯科大学口腔衛生学講座講師（非常勤） **安田 恵理子**

平成18年度労働衛生コンサルタント試験に合格して以来、10年。大阪歯科労働衛生コンサルタント協議会に所属し、コンサルタントとしての活動を積み重ねて来た。安全衛生の大きな流れとしてリスクアセスメントと、もう一つ、メンタルヘルスの問題が少しずつ取り上げられはじめていた為、産業カウンセラーの資格を取得した。

平成22年、河内長野市教育委員会の管理職研修会において、管理職、教頭先生を対象の労働衛生教育の講演の中で、メンタルヘルスを少し担当させていただいたのが、初めての関わりとなる。講演後の質問等から教員の疲弊した現実を知り、今後もこの問題は重要と感じた。

その後、大阪府立大学の教職員対象の講演、安全衛生推進者養成の講義（健康増進の一つにメンタルヘルスを盛り込む）、平成24年以降には日本郵便株式会社での年に一度の安全衛生教育での講演など、年々、そのニーズは高まり重要視されてきた。

産業衛生学会においても、近年その比重が大きくなり、第12次労働災害防止計画の6つの重点対策の1番項目に挙げられるようになった。平成26年6月、労働安全衛生法が一部改正され、平成27年12月には、ストレスチェックが施行され、現在に至っている。

ストレス社会と言われる現代において、メンタルヘルスに対し、歯科の労働衛生コンサルタントとして関わってきた中で経験し感じたことを、今回、報告する。

また今後、メンタルヘルスの分野に歯科の労働衛生コンサルタントとしてどのように関わって行くべきかを、先生方と共に考えていきたい。

## 石綿問題

飛梅 靖郎

「コンサルタント」というこの資格を取れば、資格に頼って生活できると夢を抱いて受験した。無事合格すれば懐かしい専門の応用化学分野で幅広く社会貢献ができると気持ちを高ぶらせていた。しかしいざ合格してみると、真剣に取り組める事案はなく、空しくお金と時間を消費した。現実には甘いものでなかった。冷静に27年間を振り返ってみた。

この状態を脱出するには今までとは異なった自立した別の視点からの取り組みが必要だと考えるようになった。しかし無為に過ごした27年間での加齢衰弱した心身の現実には重荷だ。その重荷とは歳を重ねた今 当面する事態に対処するには能力不足だ。そこで皆さんの知恵と力をお借りしたい。多くの方の知恵と力を合わせて、新しい扉をこじ開けたい。

「コンサルタント」というカタカナ書きの国家資格は、唯一我々のこの労働安全衛生コンサルタントだけだ。折角のこの資格を意義あるものとしたい。このコンサルタントの有資格者の立ち合いが絶対必要条件の業務の開拓が必要だ。そしてコンサルタントが頼られる業務分野として定着させたい。この資格は肩書を増やす飾り物ではない。

何らかの方法で我々コンサルタントが法律に裏付けられ定常的に収入が得られる業務分野を広げたいのだ。そのために新たな立法が必要かもしれない、あるいは解釈の変更 拡大 追加で済ませるかもしれない。石綿に関しては厚生労働省、国土交通省、環境省など多くの省庁がかかわっている複雑な法律だ。

ここが入口だ。ここに我々コンサルタントが関与できる業務があるかもしれない。多くの省庁が関与しているこの複雑さの中に生じる矛盾解決にこそ我々コンサルタントが関与して解決できる業務がある。どのような矛盾があるかという事はまだ判らない。しかし難問を解決に必要な知恵と体力はまだ衰えていない。

石綿粉塵飛散対策の例として石綿を素材とした資材処理の過程を取り上げて考えた。石綿は問題発生で生産を中止してから石綿災厄の根本的的な解決が得られることなく早くも 10年以上経過している。建築物の解体等における石綿粉塵ばく露防止対策が確立し、一般には石綿粉塵ばく露に関心が薄らいでいる。しかし戦後に建てられた280万棟

の石綿を使用した建築物が逐次解体されやがてピークを迎えようとしている。

このような状況下で

- ① 解体工事を取り締まる法規制が現場の実態に追い付かず
- ② 各地で手抜き工事が行われ石綿粉塵飛散事故が繰り返されていることが分かってきた。

これを監視するはずの行政は

- ③ 人員不足で
- ④ 国は抜本的な対策を先送りしている。

さらに地震大国の日本では時に巨大な地震や火災に出会うことが想定されている。現実には東北・熊本の大地震、新潟の大規模市街地火災、など災害被害の規模があまりにも大きすぎて、石綿粉塵が飛散する状況・被害実態はあまり注目されていない。この注目されないことが石綿粉塵飛散ばく露対策を難しくしている。

以下は被災現場で設想される様相だ。＜火事現場の高温の火炎で様々な呪縛を解き放たれた石綿は高温の火焰で焼却されることなくかえって身軽となり、石綿の結晶は鋭く研ぎ澄まされて環境空気中にしばらく漂っていた。現場で精力的に活動した消防士の後半の生涯を以下のような展開が予想される。石綿は炎でよみがえった怪物サラマンダーの誕生だ。精力的に現場で活動していた消防士は大量のガス交換が必要でこの石綿粉塵を含んだ空気を大量に吸入した。この消防士は消防活動終了後も以前と同様に健康で精力的に勤務を継続して20年後には健康な状態で定年退職した。しかし3年程経過して体調を崩した。そして受診・検査した医師の「中皮腫です」という一言に驚いた。石綿との接触経験がないにもかかわらずと訝しく思いながら3年後には一生を閉じた。＞

石綿含有建材は防火・耐火性能に優れるという理由から建築基準法で使用を強制してきた。したがって当時の建築物の所有者はその有害性を知らず我が家を石綿含有建材で建築した。やがて時間が経過して解体建て替えに直面すると高額な処分費用が必要となる。

建築物解体の検査権限は自治体にあるが自治体は事前検査には多く手掛けるが、解体中の検査が十分行われているか疑問だ。それは人手不足が原因と推測されている。解体費用

の一部は自治体から補助される例もある。しかし施主は出来るだけ費用を安く抑えたいのが本音。これに対して解体業者は可能な限り高い費用を当然請求する。ここに手抜き工事の遠因があると推測される。

この手抜き工事が原因で引き起こす石綿の短期間ばく露・低濃度ばく露による危険性については不明であり、現時点では将来石綿の災禍に見舞われる恐れがある。しかし解体処理時に伴う粉塵飛散対策として形ある時は可能な限り原形のまま処理し、やむなく行う解体処理に伴って粉塵飛散の恐れがある時は水をかけ、湿潤状態で解体し塵埃を回収すれば十分だという考え方もある。

石綿粉塵飛散について、このままでは問題あると認識し、潜伏期間の長い石綿対策は波風のない今行うが好機と私は考えている。コンサルタント会は会員活用の方法の一つとして石綿粉塵ばく露対策の関連法規の解釈の拡大、変更 追加 あるいは新たな立法も視野に入れて、目指すは何としても自治体が行う構築物解体の検査権限など石綿処理は行政に代わって我々コンサルタントが差配を担当することだ

コンサルタント会は各分野の高度の知識技能を有する専門家が構成員でありながら、このままでは折角獲得した高度の知識技能は自然消滅の危機に差し掛かっている。宝の持ち腐れだ。

コンサルタント会には主役となって働く場所が必要だ。

対策は具体的に何をどうしたらよいか（財源、人員）暗中模索であるが、経済的・法的裏付けを確立し、有能なコンサルタント会員を公益のため適正な報酬を受けて石綿粉塵ばく露問題解決での活用を願っている。

**著者への連絡：**〒771-1254

徳島県板野郡藍住町矢上字西 42-7

飛梅 靖郎

## 労働衛生コンサルタント試験受験体験記

おひさま歯科クリニック 福岡 隆治

諸先輩方にご指導いただき、この度労働衛生コンサルタント試験に合格することができました。

受験を志した動機と、自分での勉強方法や実際に受験して感じたことなどを書いて見たいと思います。

日本の人口の約半分が労働力人口であるため、労働者の健康を守ることが歯科医師の仕事として非常に重要と考えて、日本歯科医師会主催産業歯科医研修を受講しました。受講の際に労働衛生コンサルタント資格の存在を知り、受験を志しました。

メインで使用した教材は「労働衛生のしおり」です。その他熱中症、転倒、化学物質、リスクアセスメントなどトピックごとに厚生労働省、労働基準監督署などから資料をダウンロード、ファイリングして使用しました。

11月の終わりに対策を開始してから試験まで1ヶ月半と短期の勝負でしたので、「労働衛生のしおり」を何度も読み概略を掴んでから、そこにその他の資料で枝葉をつけていくように気をつけました。単なる知識として暗記するのではなく一つの新しい知識から関連することを、出来るだけ複数の資料でも調べて知識を芋づる式に引き出せるよう心がけました。なかでも、関係法令とその制度趣旨を関連させて理解することに留意しました。

年が明けてからは労働災害関係のトピックについて見直しと、重要な数字、経年傾向などを暗記していきました。

試験当日は試験官の方は行政の方から質問が始まりましたが、「労働衛生コンサルタント志望理由」は必ず聞かれるものと考えていた方が良いと思います。また、数字をきちんと覚えていると好印象かと思います。

次に、大学教授の試験官の方の質問がありましたが、結論まで誘導して頂きました。労働衛生コンサルタントの志望理由について自分もかなり練っていきましたが、ここの印象で答えを誘導して頂いたのかも知れません。

最後に実務家の先生から質問がありましたが、通り一遍の答えしか出来ず、思いつくことを全て答えても「他にありませんか」と何度も聞き直されました。最終的に求められて

いた答えは出せませんでした。途中でわからないことがあった場合も、諦めずに最後まで質問に答えようとする姿勢も大切かと思います。今考えると試験の時点での細かい知識の有無よりも、問題解決に臨む姿勢を問われていたような気がします。

なんとか試験には合格した訳ですが、これから実務経験を積んでいくにあたり、こちらの方がハードルが高いと感じています。

歯科医師が労働衛生の現場で今できることを着実に学んでいくことはもちろんですが、何か新しくできることを探して、歯科医師の活躍する場を増やしていけるよう少しでも貢献出来るよう微力を尽くしたいと思っております。

まだ何も出来ない新人ですが、ご指導ご鞭撻のほどよろしく願いいたします。

**著者への連絡：**〒710-0802

岡山県倉敷市水江 1419-2-2

おひさま歯科クリニック

福岡 隆治 086-465-4820

(コラム)

<本当・・・？ 労働衛生に関わる神話>



HSE (Health and Safety Executive) が脚立の使用を禁じた (April 2007)

注) HSE : イギリス安全衛生庁

<本当は・・・>

脚立の使用禁止なぞしたことはないし、はしごについても然りだ。

にもかかわらずこうした話がまことしやかに流布され、そんな話を信じ込んで対策行っている事業所もあるようだ。

率直に言って短時間での作業に脚立やを利用する事は適切な選択肢である。しかし不安定な状態で長時間の、また複雑な作業を行うことは好ましくない。毎年多くの作業者が脚立やはしごでの作業で大けがをし、場合によっては命を落としている。

そこで、言いたいことは

- ・脚立やはしごを適切に使用することを望む
- ・安全に使用するには常識的判断が必要である
- ・我々 (HSE) は脚立・梯子の使用を禁止したことなど無い!!

## <委員会便り>

平成 26 年度より以前の委員会をスクラップアンドビルドして、「産業歯科・口腔保健（加藤元）」、「教育・研修（城徳）」、「受験準備（木下）」「編集（木虎）」、の 4 つの委員会が立ち上がりました。各委員会委員長より活動報告並びに活動予定について報告いたします。なお、一時的に木下会長が兼務しておりました受験準備委員会委員長は松山知明委員長に引き継ぎ、担当されることになりました。

### ● <<産業歯科・口腔保健委員会>> 委員長 加藤 元

産業歯科保健のこれからの展開

働く人々の歯と口の健康を守るためには、職業に起因する歯科疾患の防止対策と、働く環境や作業、ストレスがその発症や重篤化を左右する作業関連疾患（歯周疾患）対策が重要である。しかし、残念ながらこれらの対策が積極的に行われているとは言い難いのが現状であり、下記のような課題を念頭に、解決させていく必要がある。

※歯科特殊健康診断を確実に実施するとともに、他の職業性歯科疾患も解明する

職業性歯科疾患については、有害業務に従事する者に対し、労働安全衛生法によって歯科医師による歯科健診が義務付けられている。歯の酸蝕症については、先人の努力によって大規模事業場では重篤なケースに遭遇する機会はほぼ皆無となった。一方、中小零細事業場では、歯の酸蝕症は軽症化したものの、いまだ過去の疾患ではないとの報告もある。現在、歯科特殊健診は実施状況が不明確であり、労働者の職業性歯科疾患防止と健康確保のため、確実に実施する必要がある。また、強酸類等の有害物質以外の歯や口へ影響を及ぼす可能性のある化学物質や、作業姿勢等が関与する職業性歯科疾患の解明とその予防対策について、体系的な調査が必要である。

※特定健診、特定保健指導や健康保険組合の保健事業に、歯周病改善・予防に関する歯科保健活動を積極的に組み入れる

参議院（平成 26 年 4 月 8 日）及び衆議院（同年 6 月 18 日）の厚生労働委員会において、労働安全衛生法の一部を改正する法律案に対する附帯決議が行われ、その中で労働者の口腔の健康を保持することの重要性が謳われた。また、歯科口腔保健の推進に関する法律の趣旨も踏まえ、業務と歯科疾患の関連についての知見を収集し、職域における歯科保健対策について検討を行うことの重要性が提示された。この附帯決議をうけ、平成 26



～ 28 年度に厚生労働省による労災疾病臨床研究が発足、現在調査を進めている。近年は、歯周疾患や咀嚼が全身の健康状態と深く関連していること、ストレス、喫煙等の歯周疾患のリクスファクターが非感染性疾患（NCDs）と共通であり、歯周疾患の改善予防の取り組みが、波及効果として増大する医療費の適正化につながる可能性も示唆されている。

平成 30 年度からは特定健診の間診項目に歯と口に関する質問事項の追加が予定され、産業歯科保健の重要性が徐々に明示化されていくなかで、疾病を発見して受診を勧告する従来の疾病管理型の取り組みではなく、疾病と予防に関する知識を提供して気づきを促し、健康へのモチベーションを高める一次予防に寄与する方法の確立が必要である。またその介入が、歯科疾患のみならず、労働者の全身の健康状態の改善や労働生産性、モラルの向上等に効果があることを科学的に評価しデータを蓄積していく必要もあろう。

超高齢化にむけた対策や、多様化する雇用形態で生じてきた健康弱者への対策など、課題は山積みだが、労働衛生に精通した歯科医師の多面的な活動が期待される。

#### ●《教育研修委員会》 委員長 城徳 昭宏

活動報告及び予定

平成 28 年度は目立った活動は行っていません。

この委員会では、委員の先生方がコンサルタントとして衛生診断や指導、講師などの依頼を受けた際に適切に対応できるようになるための研修をしていきます。そのために平成 29 年度は円滑にかつ効率的な委員同士のコミュニケーションのために、メーリングリストの構築を図ります。その上で SNS などの ICT を利用したより情報交換や連携を図りやすく、高度なセキュリティを備えたシステムの活用を考えていきます。研修の内容については、各委員の先生方が依頼されたものや、日本労働安全衛生コンサルタント会が受託した厚生労働省の委託事業などの全国で展開されているものなどから選んでいきます。

#### ●《受験準備委員会》 委員長 松山 知明

受験対策事業として、1. 労働衛生コンサルタント試験受験講習会（日歯後援）2. 実地研修会 3. 情報ネット 4. 試験直前ゼミ等を実施しています。この他、日本歯科医師会等主催の産業医学講習会、産業歯科医研修会等にも協力させて頂いています。本委員会の役割は、各事業を通し労働衛生、産業保健に関心を持つ歯科医師を増やしていくこ

と、受験者の目標達成のお手伝いをするものであると考えております。数年前に協議会内には4つの委員会が設けられこの受験対策部門が初めて組織化され活動することになりました。委員会の委員は希望者をベースに組織され上記事業開催の際には全国から集ってくれています。初参加の委員から「お手伝いに行ったつもりが逆に勉強になりました。楽しかったです」「作業環境測定機器や保護具の説明等は受験生としても聞きましたが合格してからの方が理解し易かったです」などの感想も寄せられました。「教わる側から教える側」を体験することが各自のコンサルティングスキルアップにつながったり労働衛生に触れる貴重な機会にもなっているようです。このようにこれら事業が受験者のためだけでなく協議会会員にとってのキャリアレーションに繋がっていることは非常に重要な場であり活動だと思われまます。今後も委員会の皆さんの意見を聞いて内容を精査しながら展開していきたいと思ひます

今年1月に実施された労働衛生コンサルタント試験では186名が合格しましたが、そのうちなんと本会の受験準備事業参加者が20名(約11%)を数えまました。これら参加者の猛勉強、合格したいという熱意、意欲等の賜とあらためて敬意を表する次第です。ご本人の努力に加えお手伝い頂いた委員の皆様の努力もその糧となったものと確信してありますしそれを証すように受験者からの御礼メールも届いてあります。今後も、一人でも多くの会員の皆様に本事業に参加して頂き受験者の目的成就のお手伝いと自己研鑽をして頂ければ幸いです。どの委員会にも入っていない方、また他の委員会との掛け持ちも可ですので受験準備委員会への御入会を、是非ご検討ください。最後に御礼メールを紹介致します。

○実は試験直前まで受験を辞めようと思ひていました。県歯会務でほとんど勉強の時間がとれず自信がなかったからです。でも応援してくれる協議会の皆様の事を思うと受験棄権は辞めようと思ひました。直前ゼミ等で指導されたことを重点的に勉強したことが功を奏したと思ひています。

○先生達の多大なるご支援のお陰で試験に無事合格することができました。有難うございました。引き続き、ご指導頂きたく宜しくお願ひ致します。

○昨年の試験は不合格でしたが、今年度の試験で合格することができました。先生方のお力添えの賜と感謝してあります。

○昨日、労働衛生コンサルタント試験2次試験合格通知が届きました。先生方のご指導のお陰でお正月もモチベーションを保ちながら頑張ることができました。厚く御礼申し上げます。まだスタート地点に立てたばかりですが、これからもご指導ご鞭撻のほどよろしく申し上げます。

○先生方の本当に親切なご配慮、またご指導のお陰で合格することができました。今回の講義、助言、面接指導がなければ絶対におちていました。改めてお礼申し上げます。今後とも何卒宜しくご指導くださいます様お願い申し上げます。

○この度、お陰さまで何とか合格することができました。お手伝いされていた先生達からの励ましやアドバイス、本当に有難うございました。

●《編集委員会》 委員長 木虎 孝文

日本労働衛生研究協議会雑誌第23巻第2号より編集取りまとめを担当しております。多くの先生方のご協力により無事第24巻第1号の発行にこぎつけることができました。また今回より広告出稿企業も4社となりました。ご賛同を頂いて出稿してくださる事業所の増加は大変喜ばしいことです。

次号以降も会員の先生方のご投稿、ご協力を心よりお願い申し上げます。

尚、先日の矢崎武先生による特別号は原康二先生のご尽力により完成・発行することができました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

<会員動向>

《入会》

愛知県	：天野 敏之	宮城県	：白井 昭雄
奈良県	：大橋 正和	大阪府	：加藤 尚
滋賀県	：金田 剛	大阪府	：清川 虎之進
愛媛県	：久保 奈知子	大阪府	：隈部 俊二
福島県	：桑名 利枝	茨城県	：後藤 卓也
茨城県	：小林 章二	東京都	：櫻井 仁亨
神奈川県	：竹内 亜由子	大阪府	：中塚 美智子
東京都	：萩原 浩子	東京都	：羽田 直人
沖縄県	：濱田 種夫	愛知県	：日置 章博
岡山県	：福岡 隆治	京都府	：舟木 健
東京都	：高木 仁	宮崎県	：林 升
東京都	：和田 典也	神奈川県	：上野 繭美

《退会》

なし

《その他》

★宛先不明者 中尾未帆・・・住所等ご存知の方はご本人へ宛先不明の旨連絡して  
いただけると幸いです

★★住所変更などございましたら事務局までお知らせください★★

## <お知らせとお願い>

### (1) メーリングリストについて

当分の間、運用を中止しております。新方式、新担当で再開する予定です。  
その際には、あらためて御連絡させていただきます。

### (2) 本誌への投稿のお願い

日本労働衛生研究協議会雑誌第 24 巻第 2 号（平成 30 年 2 月発行予定）への皆様からの投稿を募集致します。日本労働衛生研究協議会雑誌は会員の先生方の投稿で成り立っています。

文才がない、ネタがないなど二の足を踏んでいらっしゃる方、この機会に勇気を持って投稿してみませんか？労働衛生、産業保健（歯科）に係ることならなんでも結構です。原稿多数、内容、締切り遅延等の理由で、該当号に掲載できない場合もありますのでご注意ください。

投稿規程をご覧の上、奮って投稿ください。

尚、平成 29 年 12 月 31 日〆切です。よろしくお願いいたします。

<原稿送付先> 日本労働衛生研究協議会雑誌編集委員会  
tksigoto@nike.eonet.ne.jp

### (3) 会費納入のお願い

同封の振込用紙にてお願いいたします。

### (4) ホームページについて

ホームページは現在も稼動しております。どなたでも利用できますので、情報交換等にご活用ください。

HP アドレス <http://rodoeisei.kikirara.jp>

## ■雑誌の送付先について

日本労働衛生研究協議会雑誌は会員の他、以下のところに送付しています。

1. 厚生労働省労働衛生課
2. 日本歯科医師会地域保健課
3. 都道府県歯科医師会
4. 大学関係

北海道医療大学歯学部	保健衛生学講座
北海道大学歯学部	予防歯科学講座
岩手医科大学歯学部	口腔保健学講座
東北大学歯学部	予防歯科学講座
奥羽大学歯学部	口腔衛生学講座
明海大学歯学部	メディアセンター（図書館）
日本大学歯学部	衛生学講座
日本大学松戸歯学部	公衆予防歯科学講座
東京歯科大学	衛生学講座
東京歯科大学	社会歯科学講座
東京医科歯科大学歯学部	健康推進歯学講座
日本歯科大学	衛生学講座
昭和大学歯学部	口腔衛生学講座
神奈川歯科大学	口腔保健学講座
松本歯科大学	口腔衛生学講座
鶴見大学歯学部	地域歯科保健学講座
新潟大学歯学部	予防歯科学講座
日本歯科大学新潟生命歯学部	衛生学講座
愛知学院大学歯学部	口腔衛生学講座
朝日大学歯学部	社会口腔保健学

大阪歯科大学	口腔衛生学講座
大阪大学歯学部	予防歯科学講座
岡山大学歯学部	予防歯科学講座
広島大学歯学部	健康増進歯学講座
徳島大学歯学部	予防歯学講座
九州歯科大学	保健医療フロンティア科学
九州大学歯学部	口腔予防医学講座
福岡歯科大学	口腔健康科学講座
長崎大学歯学部	口腔保健学講座
鹿児島大学歯学部	予防歯科学講座

#### 5. 図書館への送付

鶴見大学歯学部図書館	
日本大学歯学部図書館	
東京歯科大学	図書館（担当：雑誌係）
松本歯科大学図書館	

#### 6. その他

国際医学情報センター図書資料館

## ■日本労働衛生研究協議会 会則

### 第1章 総 則

- 第1条 本会は日本労働衛生研究協議会と称する。
- 第2条 本会は労働衛生全般に関する研究と普及に関する活動を行なうことを目的とする。
- 第3条 本会の事務局は会長の指定する場所に置く。
- 第4条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行なう。
1. 労働衛生診断及び指導等に関する研究と資質の向上に関する事業
  2. 職域の口腔保険に関する研究と普及に関する事業
  3. 関係団体との連絡、提携及び調整
  4. 会報の発行
  5. その他本会の目的を達成するために必要な事業

### 第2章 会 員

- 第5条 本会の目的に賛同したものは会員となることが出来る  
会員は次の三種とする  
A会員 労働衛生コンサルタント  
B会員 歯科医師  
C会員 その他の者
- 第6条 本会に入会しようとするものは入会申込書に所定の事項を記載し、事務局に提出をしなければならない。  
本会を退会しようとする者は、文書をもって事務局に届けなければならない。
- 第7条 会員は総会において定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 第8条 所定の期限を3年以上経過しても会費を納入しない会員は自動的に退会とみなす。
- 第9条 会員がすでに納入した入会金、会費その他の拠出金は返還しない。



### 第3章 役員

第10条 本会に次の役員を置く

会長	1名
副会長	若干名
専務理事	1名
理事	若干名
監事	2名

2. 理事及び監事は総会においてA会員のうちから選任する。
3. 会長、副会長及び専務理事は理事のなかから互選する。

第11条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 専務理事は会長の旨をうけて会務を処理する。
4. 理事は理事会の構成員となり、会務を執行する。
5. 監事は本会の事業及び会計、財産を監査する。

第12条 役員任期は3年とする。但し、減員または増員により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

2. 役員は再任されることができる。
3. 役員は、任期満了した場合においても、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。
4. 会長は本会の目的を達成するために必要と認めるときは理事会の議決を経て、顧問を委嘱することができる。

### 第4章 会議

第13条 本会の会議は 総会、理事会とする。

第14条 総会は毎年1回開催し、会長が召集する。

第15条 下記の事項は総会で議決承認あるいは報告することを要する。

1. 会則の変更
2. 予算及び決算
3. 入会金及び会費の額

4. 会務及び事業の概要

5. その他重要な事柄

第16条 総会及び理事会の議決は出席者の多数決による。

第17条 理事会は理事をもって組織し、会長の意見または理事の過半数の要請により、会長がこれを招請する。

第18条 本会に委員会を設けることが出来る。

## 第5章 会 計

第19条 本会の経費は、会費、入会金及びその他の収入をもってこれに充てる。

第20条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月末日をもって終わる。

第21条 会長は前年度の歳入歳出決算書、及び次年度の歳入歳出予算書を作成し、これを総会に提出しなければならない。

## 第6章 雑 則

第22条 本会則の施行について必要な規定は、理事会で定める。

付則

1. 歯科医師出身者による労働衛生コンサルタント懇話会（24会）の会員は継続して本会の会員とみなす。
2. 本会則は平成3年7月1日より施行する。
3. 本会則の一部を平成12年7月8日に改定した。

## 理事候補者選出規定

第1条 本規定は、本会の理事候補者を選出するために規定するものである

第2条 理事を選出するため、全国を北海道・東北・関東・中部・近畿・中国・四国・九州の6ブロックに分ける。

第3条 各ブロック毎に会員10名につき1名の理事候補者を選出する。端数は繰り上げる。

第4条 会長氏名理事候補者を若干名追加することができる。

付則 本規定の一部を平成12年7月8日に改定した。

## 投稿規程

1. 投稿は原則として本会会員とします。ただし、本会より会員以外の人にも投稿を依頼することがあります。また、会員外より投稿があった場合は編集委員会で採否を検討します。
2. 投稿は次のような内容のものとして。
  - 1) 産業保健に関わる原著、論説、事例報告など
  - 2) 各種情報、各種連絡事項など
  - 3) 産業保健に関わる自由な意見、随筆など
  - 4) その他、産業保健に関わらず、自由な内容のもので雑誌に掲載するのが適当と思われるもの
3. 現在、年2回雑誌を発行しています。各巻1号（7月発行）の原稿の締め切りは5月20日、各巻2号（2月発行）の締め切りは12月31日です
4. 原稿はコンピューターなどを用いてデジタルの形で書いて下さい。1ページ40字×30行とします。体裁は表題（タイトル）、著者名（所属なども含む）本文の順序として、表題、著者名、本文の間は各一行空けてください。基本的にフォントはMS明朝、表題と著者名のフォントはサイズ12号でゴシック、本文は10.5号とします。ただし、論文内容などにより必ずしもこの体裁に拘泥するものではありません。
5. 原稿ファイルは、ワード等でE-mailなどで提出してください。編集の都合上、ページ番号は記入しないでください。なお、雑誌完成まで各自コピー・ファイルなどを保存しておいてください。別冊は作成しませんが、著者には雑誌を2部差し上げます。それ以上の部数をご希望の場合は実費でお付けします。ご希望の場合は部数、経費などについて投稿時に事務局にご相談ください。
6. 図表はコンピューターなどを用いて作成してください。他の雑誌などから図表を転載する場合は、各図表に出典を明示してください。
7. 本文の最期に著者への連絡先として住所、氏名、電話番号、可能であれば電子メールアドレスを記入してください。
8. 参考文献は次の順序で記載してください。

学術雑誌：著者名、表題、雑誌名、発行年、巻、ページ  
単行本：著者名、表題、発行所、発行年、引用ページ
9. 投稿の採否、掲載順序は編集委員会で決定いたします。その際、論文の一部に手直し訂正をお願いすることがあります。
10. 原稿送付先：〒631-0016 奈良市学園朝日町1-C 516  
木虎労働衛生コンサルタント事務所宛  
TEL 0742-45-3330 E-mail tksigoto@nike.eonet.ne.jp

## 編集後記

時々、岐阜県の中山道を歩いています。田舎では、昔の街道の面影が残っている所があります。平日の朝、名鉄「東岡崎駅」5時59分発の電車で、「名古屋駅」に行きました。電車は座れる状態で、何となく向かいに座っている人達を見ていました。これから仕事に行く人がほとんどです。その日はなぜか、「仏を拝むのではなく、人を拝む」という言葉が浮かびました。それぞれが仕事をして世の中を支えている、ありがたいことだ、何となく手を合わせたい気持ちになりました。日常で、神仏や自然に対して手を合わせますが、働きに向かう人々に対しても同じような気持ちになったようです。

4月に、特別号「化学物質のリスクアセスメント」をお送りしました。特別号の発行は初めてです。ある会員から「リスクアセスメントについて適切な参考書がないので、これまでのIdle talk seriesの中から必須の事柄を矢崎先生にまとめていただければ、多くの会員に役立つのではないか。」とのお話がありました。平成28年度 第一回理事会で発行について協議して、金山前会長から矢崎先生に原稿をお願いしました。矢崎先生には、快くお引き受けいただきまして誠にありがとうございました。特別号は本会が関係する講習会などでも活用する予定で、500部印刷しています。

雑誌23巻2号から、木虎孝文先生を中心に新たな編集委員で作成に取り組んでいます。私は23巻1号までの9年間担当し、肩の荷が下りた思いです。その間、多くのご指導・ご協力を賜りました編集委員の皆様に厚くお礼を申し上げます。

(原 康二)

日本労働衛生研究協議会雑誌編集委員会（あいうえお順）

木虎 孝文    清野 由美子    小林 崇之    近藤 武    杉江 玄嗣    曾山 善之  
野村 登志夫    原 康二    星川 知佳子    村松 淳    矢崎 武

労働衛生研究協議会 HP アドレス

<http://rodоеisei.kikirara.jp>